



<電算化前の戸籍簿>

戸籍が電算化されます

- 戸籍が見やすく、わかりやすく、発行時間が短縮 -

町では、戸籍証明の発行にかかる時間の短縮、戸籍記載の正確性向上などを図るため、紙媒体の管理からコンピューター（電算化）での管理に置き換えるため、現在、戸籍事務電算化の準備作業を進めています。

電算化によって、発行時間が短縮され、より見やすい戸籍証明が発行できるようになります。新しい証明書の発行は6月30日からを予定しています。本稼働を前にこれまでと変更する点などについて、今月号から3回に分けてお知らせします。

戸籍が電算化されて何が変わる？

- ① 待ち時間が短縮 → 戸籍の届出が正確、迅速に処理され、証明書の発行までの時間が短縮されます。
- ② プライバシー強化 → 戸籍の原本が現在の紙媒体から磁気媒体へ変わり、プライバシーの保護が強化されます。
- ③ 見やすい
わかりやすい → 記載内容が、縦書きの文書形式から横書きで項目化されたものになり、見やすく、わかりやすくなります。

今までの戸籍は？

電算化後、今まで使用されていた戸籍は『改製原戸籍』として150年間保存されることとなります。

電算化の時点で死亡や婚姻などによって戸籍から除かれている方は、電算化後の戸籍には記載されません。それらに関する証明が必要になった場合は、この『改製原戸籍』を請求していただくことにより交付を受けることができます。

来月号では・・・

氏名の文字で、書き癖や崩し文字により、辞書に載っていない字は、電算化後には使用できなくなるなどをお知らせします。

置き換えられる文字の例

藤 → 藤

戸籍の附票は？

戸籍に記載されている方の住所の履歴を記録した『戸籍の附票』も、今回の戸籍電算化に伴い電算化されます。電算化後の戸籍の附票に記載される履歴は、電算化時点の現住所から始まることとなります。

☞お問い合わせ

町民課総合受付係

☎68-7003 (課直通)

こせきの Q & A

戸籍ってなに？

日本国民の出生から死亡までの身分関係を登録公証する唯一の公簿です。本籍、氏名、生年月日、親子関係(父母の氏名と続柄)、夫婦関係などの身分事項が記載されています。

戸籍の管理は、本籍地の市区町村で行われています。

本籍と住所の違いは？

本籍と住所は混同されがちですが、全く別のものです。

■住所

その人の住んでいる場所(住民登録をしている)

■本籍

住んでいる、いないに関わらず日本国内のどこにでも定めることができる。

戸籍謄本と戸籍抄本の違いは？

■戸籍謄本

戸籍に記載されている内容全部を書き写したもの

■戸籍抄本

その中の一人に関する部分を抜き出して書き写したもの

※今回の電算化によって、戸籍謄(抄)本は「全部(個人)事項証明書」という名前に変わります。